

平田村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として太陽光発電システムの導入を積極的に支援することにより、その普及促進と新エネルギーに関する村民意識の高揚を図り、環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、平田村補助金等の交付等に関する規則(昭和52年平田村規則第14号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲以内で補助金を交付することを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものとする。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力)の合計値(単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))とする。以下同じ。)又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの

(2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。

(3) 未使用品であること。

(4) 電力会社と電力供給契約を締結していること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、自らが居住し、又は居住しようとする村内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)に対象システムを設置した個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置した者

(2) 対象システムが設置された新築住宅(以下「建売住宅」という。)を購入した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 借りている住宅に設置した者

- (2) 村税等を滞納している世帯の者
 - (3) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
 - (4) その他村長が補助金を交付することが適当でないとする者
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要した経費で、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満を切り捨てたものをいう。)に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平田村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムを設置した住宅の位置図
- (2) 対象システムの設置前後の状況を示す写真
- (3) 対象システムの設置に要した費用の内訳が記載されている契約書の写し又は見積書
- (4) 対象システムの仕様がわかる書類
- (5) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (6) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (7) 世帯構成員すべての者の村税等(村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料)が完納されている証明書
- (8) その他村長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第7条 補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者は、速やかに平田村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

（処分の制限）

第9条 申請者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第4号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により、法定耐用年数の期間内において、申請者が当該対象システムを処分する場合、補助金の返還を求めることができる。

（情報の提供）

第10条 村長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関するデータの提供その他協力を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

別表(第4条関係)

(1) 太陽電池モジュール
(2) 架台
(3) 接続箱
(4) 直流側開閉器
(5) インバータ
(6) 保護装置
(7) 発生電力量計
(8) 余剰電力販売用電力量計
(9) 配線・配線器具の購入・据付
(10) 工事に関する費用